

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年6月8日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハローズ東古松店

所在地 岡山市北区東古松五丁目 383 番 1 の一部ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 J R 西日本不動産開発株式会社

住 所 大阪市北区中之島二丁目 2 番 7 号

代表者の氏名 代表取締役 國廣 敏彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社ハローズ

住 所 広島県福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,123 平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物東側 (別添図面4に記載のとおり)	103 台
	合 計	103 台
	届出台数	91 台

※駐車場整備台数 103 台の内 91 台を来客用届出駐車場、12 台を余剰駐車場（臨時駐車場）とする。

②駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	113 台
	合 計	113 台
	届出台数	61 台

※駐輪場整備台数 113 台の内 61 台を来客用届出駐輪場、20 台を従業員共用駐輪場、32 台を余剰駐輪場（臨時駐輪場）とする。併設施設用駐輪場は 5 台別途確保する。

③荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
1	建物南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	81 m <sup>2</sup>
	合 計	81 m <sup>2</sup>

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
1	建物南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	9.1 m <sup>3</sup>
2	建物南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	6.2 m <sup>3</sup>
3	建物南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)	8.4 m <sup>3</sup>
	合 計	23.7 m <sup>3</sup>

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯	備 考
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで	24 時間

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	3 箇所	出入口No.1: 駐車場北側 (別添図面 4 に記載のとおり)
		出入口No.2: 駐車場北東側 (別添図面 4 に記載のとおり)
		出入口No.3: 駐車場南東側 (別添図面 4 に記載のとおり)
合 計	3 箇所	—

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (5- (3))	荷さばき可能時間帯	備 考
1	午前 0 時 00 分から午後 12 時 00 分まで	24 時間

2 届出年月日

令和 3 年 6 月 2 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 3 年 6 月 8 日から令和 3 年 10 月 8 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課